

肉用牛肥育経営安定交付金制度

登録生産者の皆さんへ

令和2年7月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価（概算払）が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

1頭あたり（令和2年7月販売牛）

（単位：円／頭）

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 （静岡県）	交雑種	乳用種
標準的販売価格 (A)	1,063,117	617,687	450,921
うち 主産物価格 $a \times b$	1,055,156	611,496	445,828
枝肉市場価格(円/kg) a	2,006	1,192	982
枝肉重量(kg) b	526	513	454
標準的生産費 (B)	1,167,211	818,118	494,289
うち もと畜費	687,829	436,644	217,694
うち 飼料費	297,285	278,282	207,615
うち 労働費	78,699	39,749	24,940
差額(C) = (A) - (B)	△104,094	△200,431	△43,368
交付金単価 (D) = (C) × 0.9	※70,263.45	180,387.9	39,031.2
暫定交付金単価(概算払)(D) - 4,000	※67,263.45	176,387.9	35,031.2

※肉専用種においては積立金が不足しており、6月分以降国費分のみを支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示

※ インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。